

## 区市町村災害対応力向上支援事業補助金交付要綱

6 総防計第564号

令和6年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都知事（以下「知事」という。）が、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）における防災体制・対策の充実強化を図るため、首都直下地震等の災害発生時、区市町村や地域の防災活動に支障が生じないように、区市町村が実施する、地域防災対策事業等に要する経費の一部を、予算の範囲内において補助することを目的とする。

### (適用)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の規定によるほか、この要綱の定めによる。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 防災都市づくり推進計画

東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第13条の規定に基づき、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画（以下「計画」という。）をいう。

#### (2) 木造住宅密集地域

計画における木造住宅密集地域をいう。

#### (3) 自主防災組織

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

#### (4) 防災拠点

災害時に地域住民の防災活動や避難の拠点となる施設や場所をいう。

### (補助事業等)

第4条 本補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、区市町村とする。また、補助事業は、区市町村が行う次に掲げる事業とする。ただし、区市町村は、

補助事業の運営を団体又は個人に委託し、又は助成して実施することができるものとする。

- (1) 木造住宅密集地域における木造住宅世帯への消火器設置促進
- (2) 避難所において活用する携帯トイレ・簡易トイレの備蓄促進
- (3) 自主防災組織が防災拠点において公衆無線ローカルエリアネットワーク（以下「Wi-Fi」という。）を快適に使用できる環境の整備（以下「Wi-Fi環境整備」という。）、非常用発電機及び蓄電池の設置促進。ただし、Wi-Fiルーター、非常用発電機及び蓄電池は、いずれも可搬式のものに限る。
- (4) 避難先などの区市町村の防災拠点におけるWi-Fi環境整備促進

（補助対象経費）

第5条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する費用のうち、別表1に掲げる補助対象費目に関する経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、東京都の予算の範囲内において、別表1に定める基準に基づき算出する額とする。ただし、第4条に掲げる事業であって、知事が別に定める場合は、補助対象経費をあん分し、算出するものとする。

- 2 前項の補助金の額は、補助対象経費に国からの補助金若しくは交付金を充当する場合又はその他の補助金、助成金等（以下「国からの補助金等」という。）を充当する場合にあっては、当該補助対象経費から当該国からの補助金等を控除した額を基に前項の規定により算出する額とする。
- 3 前2項において算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ知事の指定する日までに、申請書（様式第1）及び別表2に定める関連資料を知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかで

ないものについては、この限りでない。

#### (交付の決定)

第8条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、東京都の予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、決定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 知事は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

5 知事は、第1項の審査の結果、補助金の交付が適当でないとき、理由を付して申請者に通知するものとする。

#### (申請の撤回)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受け、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、当該申請の撤回をしようとするときは、前条第1項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内に、申請撤回届出書（別記様式第3）を知事に提出しなければならない。

#### (申請内容変更等の承認等)

第10条 補助事業者は、第8条第1項の規定による通知を受けた後、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ申請内容変更承認申請書（別記様式第4）及び別表2に定める関連資料を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請内容変更承認申請書の提出があったときはこれを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、決定額変更通知書（別記様式第5）により前項の補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による承認をする場合、必要に応じて補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 補助事業者は、第8条第1項の規定による通知を受けた後、補助事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業（中止・廃止）承認申請書

(別記様式第6)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 5 知事は、前項の承認申請書の提出があったときはこれを審査し、承認又は非承認を決定の上、中止(廃止)承認(非承認)決定通知書(別記様式第7)により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況等について、指示する期日までに実施状況等報告書(別記様式第8)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日とする。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は第8条第1項の規定による交付決定を受けた日の属する都の会計年度の翌年度4月15日のいずれか早い日まで、実績報告書(別記様式第9)及び別表3に定める関連資料を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条第1項の実績報告書の報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項の規定による承認をしたときは、その承認した内容とする。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに金額確定通知書(別記様式第10)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額の合計に補助率を乗じて得た額と、第8条第1項の規定により交付の決定をした補助金の額(第10条第2項の規定により変更した場合は、変更した額とする。)とのいずれか低い額とする。
- 3 知事は、第11条に規定する区市町村ごとの状況報告時の見込額(以下「状況報告」という。)又は第12条に規定する区市町村ごとの実績報告額等が、第6条の規定により別に定める補助対象ごとの交付限度額を下回る場合、又は申請の取下げ若しくは決定の取消しにより、補助対象ごとの状況報告額又は実績報告額の総額が、補助対象ごとの交付限度額の総額を下回ることが分かった場合は、区市町村災害対応力向上支援事業補助金の執行状況を踏まえながら、予算の範囲内となることを勘案して、補助対象ごとの交付

限度額（1,000円未満の端数は切り捨て）を再度算出し、交付決定額を変更することができる。

- 4 補助事業者が実施状況等報告書又は実績報告書を提出した後に交付決定額の変更があった場合、補助事業者は実施状況報告書又は実績報告書を再度調整し提出する。
- 5 第10条第3項の規定は、第3項の規定により交付決定の内容を変更した場合について準用する。
- 6 第3項の規定により交付決定の内容を変更した場合、交付すべき補助金の額は、第3項の規定により算出する変更後の交付限度額（1,000円未満の端数は切り捨て）又は第4項の規定により再度調整する実績報告額のいずれか低い額とする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別記様式第11）を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（補助金の支払）

第15条 知事は、第13条第1項の規定により補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書（別記様式第12）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
  - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
  - (4) その他補助事業者が補助金の交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- 2 前項の規定は、第13条第1項の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
  - 4 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、当該取消しに係る部分に関し、既

に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産等の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した機械、器具、備品その他の財産（以下「取得財産」という。）等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得した取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上の取得財産について、取得財産等管理台帳（別記様式第13）を備え、管理するとともに、取得財産等があるときは、第12条第1項に規定する実績報告に当たり、取得財産等明細表を実績報告書（別記様式第10）に添付して提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第18条 補助事業者は、次項に規定する期間内に取得財産を処分してはならない。ただし、第3項の規定による承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 取得財産等処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する期間内において、取得財産等処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第14）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による承認をしようとするときは、前項の申請書を受けた後、速やかに財産処分承認書（別記様式第15）により、同項の補助事業者に通知するものとする。
- 5 知事は、補助事業者が取得財産等処分をすることにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができるものとする。
- 6 第2項の規定により定められた期間を経過した場合において、取得財産等処分をすることにより補助事業者が得た収入については、前項の規定は適用しない。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 知事は、第16条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければ

ならない。

- 2 知事は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

（違約加算金の計算）

第20条 知事は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第21条 知事は、第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付額からその納付金額を控除した額を基礎として、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

（補助事業の経理等）

第22条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第5条及び第6条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
対象世帯への消火器設置促進	消火器の購入に要した経費	1区市町村（木造住宅密集地域がある区市町村のみ）当たり、1,700千円を限度として、補助対象経費の3分の1とする。
避難所において活用する携帯トイレ・簡易トイレの備蓄促進	区市町村が、携帯トイレ・簡易トイレの購入に要した経費	1区市町村当たり、1,500千円を限度として、補助対象経費の2分の1とする。
自主防災組織のWi-Fi環境整備、非常用発電機及び蓄電池の設置促進	Wi-Fiルーター（可搬式）、非常用発電機（可搬式）及び蓄電池（可搬式）の購入に要した経費	自主防災組織1組織当たり、75千円を限度として、補助対象経費の2分の1とする。
区市町村のWi-Fi環境整備促進	避難所等が、Wi-Fi購入（Wi-Fiアクセスポイント、給電HUB、LANケーブル、Wi-Fiルーターその他Wi-Fi環境の整備に必要と認められる機器及びソフトウェアの購入費）や設置工事に要した経費（初期設定費及び電源設置工事費、配線工事費その他Wi-Fi環境の整備に必要と認められる工事費）	避難所等1か所当たり、2,000千円を限度として、補助対象経費の2分の1とする。

別表2（第7条及び第10条関係）

区分	書類	別紙
対象世帯への消火器設置促進	補助金所要額内訳書	別紙1
	費目別内訳書	別紙2
	資金計画書	別紙3
	補助対象別内訳書（消火器）	別紙4
避難所において活用する携帯トイレ・簡易トイレの備蓄促進	補助金所要額内訳書	別紙1
	費目別内訳書	別紙2
	資金計画書	別紙3
	補助対象別内訳書（携帯トイレ・簡易トイレ）	別紙5
自主防災組織のWi-Fi環境整備、非常用発電機及び蓄電池の設置促進	補助金所要額内訳書	別紙1
	費目別内訳書	別紙2
	資金計画書	別紙3
	補助対象別内訳書（モバイルWi-Fiルーター・非常用発電機・蓄電池）	別紙6
	確認書（非常用発電機・蓄電池のみの申請の場合）	別紙7
区市町村のWi-Fi環境整備促進	補助金所要額内訳書	別紙1
	費目別内訳書	別紙2
	資金計画書	別紙3
	補助対象別内訳書（避難所等Wi-Fi）	別紙8
	Wi-Fiアクセスポイントの位置を図示した図面	任意様式
	工事費等の見積書	

別表 3 (第12条関係)

区分	書類	別紙
対象世帯への消火器設置促進	補助金精算額内訳及び事業実績報告書	別紙 9
	費目別内訳書	別紙10
	事業収支総括書	別紙11
	補助対象別内訳書 (消火器)	別紙12
	確認書 (消火器)	別紙13
避難所において活用する携帯トイレ・簡易トイレの備蓄促進	補助金精算額内訳及び事業実績報告書	別紙 9
	費目別内訳書	別紙10
	事業収支総括書	別紙11
	補助対象別内訳書 (携帯トイレ・簡易トイレ)	別紙14
自主防災組織のWi-Fi環境整備、非常用発電機及び蓄電池の設置促進	補助金精算額内訳及び事業実績報告書	別紙 9
	費目別内訳書	別紙10
	事業収支総括書	別紙11
	補助対象別内訳書 (モバイルWi-Fiルーター・非常用発電機・蓄電池)	別紙15
	確認書 (非常用発電機・蓄電池のみの申請の場合)	別紙16
区市町村のWi-Fi環境整備促進	補助金精算額内訳及び事業実績報告書	別紙 9
	費目別内訳書	別紙10
	事業収支総括書	別紙11
	補助対象別内訳書 (避難所等Wi-Fi)	別紙17
	経費の明細及び支出の根拠となる書類 (契約書、納品書、領収書の写し等)	任意様式
	Wi-Fiアクセスポイント設置個所の写真	